

遺言執行者による証明書の交付等の請求について

遺言執行者による遺言書保管制度に係る証明書の交付等の請求の取扱いは、以下のとおりです。

【遺言書保管事実証明書の交付の請求】

ご自身が遺言執行者として記載された遺言書が、遺言書保管所に保管されているかどうかを確認したい場合

請求書中の請求人の資格欄を「相続人以外」として、遺言書保管事実証明書の交付の請求がされたときは、請求人を受遺者、遺言執行者等とする遺言書が遺言書保管所に保管されているかどうかを証明する、遺言書保管事実証明書を交付します。

ご自身が遺言執行者となっている遺言に係る遺言者について、その遺言者が作成した遺言書（ご自身が遺言執行者として記載されていないものを含む。）が遺言書保管所に保管されているかどうかを確認したい場合

請求書中の請求人の資格欄を「相続人」として、資格を証明した上で、遺言書保管事実証明書の交付の請求がされたときは、請求に係る遺言者が作成した遺言書が遺言書保管所に保管されているかどうかを証明する、遺言書保管事実証明書を交付します。

請求に当たっては、請求書中の請求人の氏名等の欄には任意の相続人の氏名等を、法定代理人の氏名等の欄には遺言執行者の氏名等を、それぞれ記載してください。また、資格を証明する書類（法務局における遺言書の保管等に関する省令第44条第1項第6号）として、請求人が請求に係る遺言者による遺言についての遺言執行者であることを証明する書類（例：当該遺言者による遺言についての遺言執行者選任審判書の謄本、当該遺言者による遺言についての遺言執行者を指定する遺言公正証書の謄本等）を添付してください。

【遺言書情報証明書の交付の請求、遺言書の閲覧の請求】

遺言書保管所に保管されている遺言書に記載された遺言執行者が、その遺言書の内容を確認したい場合

遺言書保管所に保管されている遺言書に記載された遺言執行者は、その遺言書について、遺言書情報証明書の交付の請求や、遺言書の閲覧（モニター／原本）の請求をすることができます。

請求に当たっては、請求書中の請求人の資格欄は、「相続人以外」を選んでください。

遺言書保管所に保管されている遺言書に遺言執行者として記載されていないもの、公正証書遺言や家庭裁判所等により、その遺言書についての遺言執行者に指定・選任された者が、その権限に基づき、その遺言書の内容を確認したい場合

この場合には、相続人に代わってその遺言書に基づく相続手続を行うことが法律により認められた者としての立場から、その遺言書について、資格を証明した上で、遺言書情報証明書の交付の請求や、遺言書の閲覧（モニター／原本）の請求をすることができます。

請求に当たっては、請求書中の請求人の資格欄は、「相続人」を選択し、請求書中の請求人の氏名等の欄には任意の相続人の氏名等を、法定代理人の氏名等の欄には遺言執行者の氏名等を、それぞれ記載してください。また、資格を証明する書類（法務局における遺言書の保管等に関する省令第 34 条第 1 項第 7 号）として、請求人が請求に係る遺言書についての遺言執行者であることを証明する書類（例：当該遺言書についての遺言執行者選任審判書の謄本、当該遺言書についての遺言執行者を指定する遺言公正証書の謄本等）を添付してください。

※ その他、遺言書保管制度に係る証明書の交付等の請求の手続の詳細や留意事項は、以下のページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/04.html>

